

十日市長・永野清について

外山健一

一、はじめに

十日市長とは、第四代別府市長永野清のことである。昭和十年八月三十日に別府市長に就任して九月八日に急逝した。正に任期十日間の市長であった。

永野清市長については、別府史談会創立三十周年記念誌『別府の風土と人のあゆみ』第二部別府にかかわりをもつ人々に記述しているが紙面の都合により割愛した逸話をあらためて紹介する。

永野清略歴

明治十七年八月二十九日 大分県西国東郡高田町大字玉津で

永野俊吾の長男として生まれる。

明治四十四年七月 東京帝国大学法科独法科卒業

明治四十四年十一月 文官高等試験に合格

大正二年四月 柘殖局属に任ぜられる

大正二年十二月 朝鮮総督府試補

大正三年八月 警視

大正六年三月 補鐘路警察署長

大正八年 朝鮮総督府事務官威鏡南道第三部長

大正九年 家督を相続

大正十年六月 朝鮮総督府税関長となり仁川税関勤務

大正十二年二月 江原道内務部長

大正十三年五月 第二十三代清浦奎吾内閣で休職

昭和二年五月 第二十六代田中義一内閣で鹿児島県書記官警

察部長に復活

昭和三年七月 熊本県警察部長

昭和四年七月 第二十七代浜口雄幸内閣で休職

昭和六年十二月十八日 第二十八代犬養毅内閣で大分県知事

に復活（郷土出身の初の知事）

昭和七年六月二十八日 高橋是清臨時内閣で休職

昭和十年八月三十日 官選第四代別府市長に就任（五十一歳）

昭和十年九月四日 別府市・亀川町・石垣村・朝日村合併

昭和十年九月八日 別府市長在任十日で急逝

二、郷土出身初の大分県知事に就任

ご一新により「慶応」から「明治」に改元され、江戸は東

京に改称された。現在の大分県には、薩摩藩の松方正義が日田県知事として明治元年閏四月二十五日赴任した。

この時松方正義は三十二歳であった。明治維新以降しばらくは露骨な藩閥体制を敷き、依然として身分制度が重んじられて来た。知事や県令には元士族または元藩士が起用された。帝国大学出身者など高学歴の人材が起用されるようになったのが大正時代に入った頃からである。この頃によく能力主義や実力主義が認められるようになった。永野清は高等官で年俸制であった。第二十九代犬養毅内閣の時、昭和六年十二月十八日大分県知事に就任し郷土出身者初の知事として県民に迎えられた。

しかし、高橋是清臨時内閣により昭和七年六月二十八日休職となる。永野清は高等官(文官)であるが故に内閣が変る毎に休職又は起用される運命にあった。

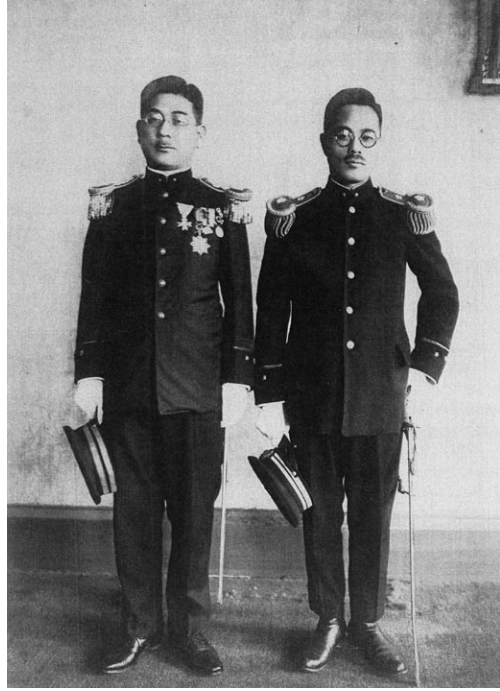
歴代日田県・大分県知事

職名	順	氏名	就任年齢	出身地	在任期間
日田県知事	初代	松方 正義	32歳	(薩摩藩) 鹿児島県	明治元年閏4月25日 明治3年閏10月3日
日田県知事	2	野村 盛秀	39歳	(薩摩藩) 鹿児島県	明治3年12月19日 明治4年11月14日
大分県令	初代	森下 <small>かげなお</small> 景端	47歳	(岡山藩) 岡山県	明治4年11月14日 明治9年9月4日
大分県令	2	香川 真一	41歳	(備前藩) 岡山県	明治9年9月4日 明治12年10月30日
大分県令 大分県知事	3	西村 亮吉	40歳	(高知藩) 高知県	明治12年10月30日 明治24年4月9日
大分県知事	4	岩崎小二郎	45歳	(肥前藩) 佐賀県	明治24年4月9日 明治26年5月26日
〃	5	山田 <small>いけん</small> 為暄	51歳	(薩摩藩) 鹿児島県	明治26年5月26日 明治29年9月28日
〃	6	平山 靖彦	52歳	(広島藩) 広島県	明治29年9月28日 明治30年4月7日
〃	7	杉本 <small>しげとお</small> 重遠	51歳	(士族) 群馬県	明治30年4月7日 明治31年6月25日
〃	8	押川 則吉	36歳	(薩摩藩) 鹿児島県	明治31年6月25日 明治32年8月8日
〃	9	鈴木 定直	46歳	(高鍋藩) 宮崎県	明治32年8月8日 明治34年6月7日

職名	順	氏名	就任年齢	出身地	在任期間
〃	10	大久保利武 (利通の3男)	35歳	(薩摩藩) 鹿児島県	明治34年6月7日 明治38年9月4日
〃	11	木下 周一	54歳	(士族) 佐賀県	明治38年9月4日 明治38年9月11日
〃	12	小倉 久	53歳	(上州沼田藩) 群馬県	明治38年9月11日 明治39年7月28日
〃	13	千葉 ^{ていかん} 貞幹	54歳	(士族) 奈良県	明治39年7月28日 明治44年7月4日
〃	14	^{さかや} 昌谷 彰	41歳	(士族) 岡山県	明治44年7月4日 大正2年6月1日
〃	15	川口 ^{ひこはる} 彦治	43歳	(士族) 宮崎県	大正2年6月1日 大正3年4月28日
〃	16	黒金 泰義	47歳	(士族) 山形県	大正3年4月28日 大正4年8月12日
〃	17	^{ちからいし} 力石雄一郎	39歳	(士族) 愛媛県	大正4年8月12日 大正6年1月17日
〃	18	新妻駒五郎	62歳	(士族) 福島県	大正6年1月17日 大正10年5月27日
〃	19	田中 千里	49歳	(士族) 石川県	大正10年5月27日 大正12年10月12日
〃	20	後藤 ^{ひろあき} 祐明	51歳	(士族) 佐賀県	大正12年10月12日 大正13年7月23日
〃	21	松村 義一	41歳	山口県	大正13年7月23日 大正14年9月18日
〃	22	永井準一郎	43歳	千葉県	大正14年9月18日 大正15年9月28日
〃	23	田寺 俊信	44歳	兵庫県	大正15年9月28日 昭和2年5月17日
〃	24	藤山 ^{たけいち} 竹一	42歳	(士族) 佐賀県	昭和2年5月17日 昭和3年6月29日
〃	25	久米 ^{なるお} 成夫	46歳	(士族) 鹿児島県	昭和3年6月29日 昭和4年7月5日
〃	26	本山 文平	47歳	新潟県	昭和4年7月5日 昭和5年7月22日
〃	27	阿部 ^{かしち} 嘉七	45歳	熊本県	昭和5年7月22日 昭和6年12月18日
〃	28	永野 清	47歳	(豊後高田市) 大分県	昭和6年12月18日 昭和7年6月28日



昭和7年 大分県知事の永野清



(左) 大正6年 現韓国補錯路警察署長の永野清

三、別府市に亀川町・石垣村・朝日村吸収合併

別府市と亀川町・石垣村・朝日村の合併問題は、大正十三年四月一日別府市が市制施行をなし、初代神澤又市郎市長の時代からの懸案事項であった。

合併の各町村の抱える問題は多岐にわたり一朝一夕に解決できるものではなく困難を極めた。

加えて、その頃の別府市議会は「二十日会」と「政友会」の二大派閥の政争が激しくより一層困難であった。

このような状況のさなかに官選市長として昭和十年に永野清市長が就任した。彼は、前大分県知事経験者であった事から別府の事情にも詳しく、又警察官僚で強権的な面もあった。

市長就任の弁では、新聞記者の質問に「僕の眼中には『二十日会』も『政友会』も無い合併問題はスツバリやるよ」と答えた。

永野清市長は、昭和十年八月三十日に市長に就任するや翌月の九月四日別府市と一町二村の合併を果たした。

この二日後の九月六日過労で倒れ九月八日急逝した。

● 亀川町の合併条件

1. 小学校の移転改築

2. 継続道路の完成
3. 区画整理の組合の助成
4. 町営温泉の改修
5. 下水道の新設及汚物の焼却
6. 舊校舎敷地は町民一般の共有すべき施設をたし、これを有益に利用すること
7. 元部落有財産にしてさきに可有に統一したものの内、慣例により個人または部落において使用納益しつつあるものはなお従前の通り使用収益せしめ町有温泉の浴場は、これを従前の慣行により部落または個人に配給すること
9. 消防組織はこれを市営としてその内容及役員はこれをおのまま変更せざること
10. 亀川町には廃町に関する費用として相当額を交付すること
11. 現在の亀川町役場には市役所の出張所を置き町民の利便を計ること
12. 別府市には元亀川町主事以下吏員雇用人全部を引続き市吏員または雇用人を採用して元亀川町における在職年又は別府市の勤続年数に通算市条例よる退隠料並びに退職給与金を支給すること

13. 元亀川町常設委員は別府市と当該町長と協議し残任期間在職せしむること
 14. 残務整理期間を二ヶ月としこの間町長以下は職中事務整理をなすこと
 15. 別府市は大分県市町村吏員互助会に加盟のこと
 - △義務負担に関する件
 - 一、元上水道水源地買取代金の内三千円（利率年五分）は昭和七年度より向う五カ年以内に支払いの約につき本件は上水道に対する県補助金の内を以て支払うこと
- 朝日村の合併条件
1. 合併後可成、急速に本村内を通ずる県道に市営バスを運行し、其の料金を拾五銭以下とすること
 2. 本村会に於いて議決せる鉄輪、明礬の二温泉場改築及鉄輪新別府線道路開鑿工事は之を執行し同時に新別府別府線の道路を完全に修理バスの運行に便すること
 3. 朝日村小学校基本財産及罹災救助資金は合併後といえども特別会計として在置し目的以外に之を消費せざること
 4. 前項に記載せるものを除くの外朝日産業組合に貯金せる部分は本村より提供する財産と合し之を舊村の事業費に

5. 将来新たに地を探して小学校校舎を新築し普通教室、特別教室、講堂、奉安殿、屋外体操場、学校園、実習地等を完備すること
6. 向後三年間を期して避病院、巡査駐在所を新築すること
7. 海地獄内の村有地は合併後といえども之を売却せず永遠に保有する
8. 舊村の水道料金は合併後に於て別府市と同額たらしむること
9. 別府市は舊朝日村内を通ずる県道の舗装工事の完成に付、県に対し速成を促し之が実現を図ること
10. 最近開鑿の村道を県道に編入の運動を起し之が実現を図ること
11. 亀川町板山朝日村鉄輪を経て新別府に通ずる道路の開鑿を別府市は速やかに朝日村内未完成の部分を開鑿すること
12. 朝日村村有扇山麓土地の売却は之を元村役場臨時代理者之に当り代金は舊朝日村の公共事業に貸付し得ること
13. 朝日村には廃村に関する費用として相当額交付すること、交付額は知事に一任のこと

14. 現在の朝日村の朝日村役場には市役所出張所を置き村民の利便をはかること
 15. 別府市は元朝日村主事以下吏員、雇用人全部を引続き市吏員又は雇用人に採用し元朝日村に於ける在職年数は別府市の勤続年数に通算し市条例による退職料並びに退職手当給与金を給すること
 16. 元朝日村常設委員は別府と当該町村長と協議し残任整理期間在職せしめること
 17. 残務整理期間を二ヶ月とし、この間村長以下は在職中の事務整理を為すこと
 18. 別府市は大分県町村吏員互助会に加盟のこと
- 石垣村の合併条件
1. 合併後別府市は昭和十一年度より五ヶ年間左記項目の公共事業を執行すること
 - (1) 南石垣望洋泉敷地を拡張し共同温泉として利用上差支なき程度に整理すること
 - (2) 吉弘公園を整理拡張し市公園となすこと
 - (3) 餅ヶ浜海水浴場を整備すること
 - (4) 堀田温泉同東温泉の大修繕をなすこと

(5) 石垣小学校及南石垣小学校の教室狭隘を告げたる場合は講堂を建築せられたきこと

(6) 大字北石垣舊農学校前道路を海岸国道に接続せられたきこと

(7) 大字東山地内府県道以下の道路の大修繕をなすこと

(8) 元石垣村地内県道別府平田線同観海寺別府線同日出生台別府線及海岸国道線に市費を以て常夜燈の設備をせられたきこと

(9) 部落有財産整理統一の際村と部落間に契約したる条件にして実行に至らざるものは可成速に実施せられたきこと

(10) 大字南立石鎮座生目神社を村社に昇格方努力せられたきこと

2. 義務の帰属するものその他実行せられたき件及同年度予算史正の上実施すべき事業は左記の通り実行せられたきこと

(1) 石垣村大字南立石青年団支部より買収せる字あいつき山林代金六百円は昭和十年年度以降三ヶ年間に毎年貳百円宛支払を要す

(2) 石垣村と山下合名会社との間に温泉需給に関し目下折

衝中に付本件は引続き前熊谷村長之に当るものとす

(3) 貯水池築造の件

本村大字南立石字温水の溪谷は東面好鶴見山麓の一大集水地域をなす加え之を包圍せる山岳は自然に天恵の貯水地を形成し堰堤工事を築造せば後に百万石以上の貯水をなし得るを以て左記用水に使用するものとす

記

イ. 耕地灌漑かんがい

ロ. 温泉利用

ハ. 上水

ニ. 其の他一般使用水

右は工事設計書調整済に付其筋の認可を経て実行せられたきこと

(4) 元石垣村地内適當の個所に整備したる避病舎を新築せられたきこと

(5) 元石垣村道路修繕維持の為市費を以て道路看護人を設けられたきこと

(6) 元石垣村役場は石垣村信用組合事務所並に公共団体の為め無料貸付せられたきこと

3. 石垣村には廃村に附する費用として相当額交付すること、交付額は知事に一任すること
 4. 現在の石垣村役場には市役所の出張所を置き村民の利便を計ること
 5. 別府市は元石垣村主事以下吏員雇用人全部を引続き市吏員又は雇用人に採用し元石垣村に於ける在職年数は別府市の勤続年数に通算し市条例に依る退隠料並に退職給与金を支給すること
 6. 元石垣村常設委員は別府市と当該村長と協議し残任期間在職せしむること
 7. 残務整理期間を二ヶ月とし此の間村長以下は在職中の事務整理をなすこと
 8. 別府市は大分県市町村吏員互助会に加盟すること
- △希望条件
- (1) 都市計画の予定線を本幹とし区画整理を市補助を以て実施せられたきこと
 - (2) 市営塵埃焼却場は現在の位置は甚だ不適当なり他に移転せられたきこと
 - (3) 石垣村大字南石垣適当なる個所に郵便局の設置方其の筋に請願せられたきこと

(4) 園芸試験場を村内適当の個所に設置せられたきこと



昭和 10 年の合併平面図

四. 弔旗掲揚問題となる

昭和十年九月八日永野清市長の死亡に伴い、翌日の九日、緊急別府市議会が開かれ「永野市長急逝による葬儀の件」等が附議された。

当時の別府市議会の会派は「二十日会」と「政友会」の二大勢力が拮抗していた。

議会で別府市長代理の相良律蔵助役が「永眠された永野市長に就いては如何なる方法で弔意を表するか審議を望む」市としては市葬にしたい旨を諮った。

市葬に対する反対意見が述べられまともならず十分間の休憩の後、採決、九月十二日市葬に決定した。

市葬として九月十二日午後三時、市内「別府公園グラウンド」(現、別府市総合体育館・別府アリーナ)に約七千人の弔問者のもとしめやかに葬儀を挙行した。

別府市は、葬儀当日、流川一丁目から葬儀場まで永野清市長の葬列を行うので沿道の住民に各区長を通じ弔旗の掲揚をする旨の示達を出した。

後に、この弔旗掲揚は国家最高の儀礼であり「不敬」に当るとして全国的な大問題へと発展した。

弔旗は、大正元年(一九一二)の閣令第一号で『大喪中国旗を掲揚するときは竿球は黒布を以てこれを蔽ひ、かつ旗竿の上部に黒布を附すべし』とある以外に何ら法律も規定もない。

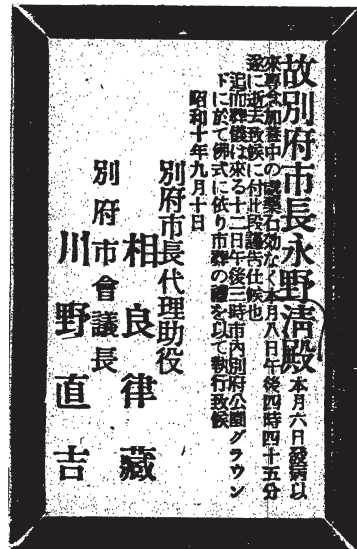
皇族でない、一市長のしかも党略的の市葬に堂々と市役所が公文をもって示達した事が問題となった。

同年九年十六日市葬反対派である二十日会が中心となって「松涛館」で市民大会を開催し弔旗掲揚問題で相良律蔵助役を糾弾した。紛糾の結末は相良律蔵助役が同年十二月二十一日辞任しこの問題に終止符をうった。

別府市は永野市長に弔慰金一封(壱千円)を贈った。



永野清市長の葬列(流川通り 弔旗を掲げている)



永野市長市葬広告(豊州新報)

おわりに

蛇足を加えると、朝日村は鉄輪村と鶴見村が合併し鉄輪村を経て、明治二十二年四月一日朝日村となった。

この朝日村の名付け親は、第三代速見郡長大原誠である。

石垣村について、昭和三十一年に石垣村元村長故矢田保氏から話を伺ったところによれば、石垣村は別府市よりも行政区域が倍近くあり、因みに観海寺や照波園は石垣村であった。別府市に吸収合併することに違和感を抱いたと語っていた。

亀川町については、昭和十年の合併の頃は、境川から春木川の間は農地で、別府市とは石垣村を挟んで隔離しており、独自の風習があった。現在においても尚「亀川夏まつり」などが実施されている。

又、平成二十九年十二月郡司聡発行のNHKの『プラタモリ』で別府史談会員の永野康洋氏が語っている。たとえば、別府市旧市街では「〜から」などを亀川は「〜けん」といったように方言にも違いがある。

合併問題は、立案から約十年の歳月を要し昭和十年九月四日に悲願であった合併をなした訳であるが、各町村の抱える財産権などの諸課題も多く合併は困難であった事が伺える。

最後に、永野清市長の次女伊東澄江さんは「相良助役さん

は父の為に良かれとした事（弔旗掲揚）が、このような問題となり、結果辞任され、大変申し訳なく心苦しく思っています」と語っている。

参考文献

- 『日本の歴代知事』歴代知事編纂会 昭和五七年六月三〇日
- 『日本の歴代市長』歴代市長編纂会 昭和六〇年五月一〇日
- 『永野清伝』外山健一著 平成一六年
- 『豊州新報』豊州新報社 昭和一〇年九月・一〇月
- 『大分新聞』大分新聞社 昭和一〇年九月・一〇月
- （故）矢田保、元石垣村々長の談話 昭和三二年
- 永野清の長女、早瀬静江氏、写真提供
- 永野清の次女、伊東澄江氏のヒアリング